

須賀川市再犯防止推進計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

刑法犯の検挙者数、検挙者中の再犯者数は、全国の傾向として毎年減少しています。一方で、再犯者率は、国・県・市ともに同じ傾向として、ほぼ横ばいとなっており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、国が「再犯防止推進計画」を策定すべきことや、地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務が示されたほか、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

こうした背景のもと、犯罪をした者等を孤立することなく支援することで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、再犯防止に関する施策を推進することを目的とした「須賀川市再犯防止推進計画」を策定します。

【参考】検挙者数、再犯者率の推移

・ 国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

区分	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年	2021(R3)年
検挙者数 (A)	187,702	182,124	172,197	164,678	159,692
再犯者数 (B)	95,028	92,023	86,952	83,384	79,809
再犯者率 (B) / (A)	50.6%	50.5%	50.5%	50.6%	50.0%

・ 福島県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

区分	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年	2021(R3)年
検挙者数 (A)	2,043	1,970	2,079	1,998	1,905
再犯者数 (B)	1,114	1,081	1,104	1,049	971
再犯者率 (B) / (A)	54.5%	54.9%	53.1%	52.5%	51.0%

・ 須賀川警察署管轄における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

区分	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(R1)年	2020(R2)年	2021(R3)年
検挙者数 (A)	75	86	77	82	94
再犯者数 (B)	44	44	38	42	48
再犯者率 (B) / (A)	58.7%	51.2%	49.4%	51.2%	51.1%

(須賀川警察署管轄・・・須賀川市、鏡石町、天栄村)

資料：法務省 仙台矯正管区提供データ (少年を除く検挙人員)

(2)計画の位置付け

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める計画として策定します。

また、「須賀川市地域福祉計画」と一体的に策定し、関連する福祉分野の個別計画と連携しながら、再犯防止に係る施策の推進を図ります。

(3)計画期間

「須賀川市地域福祉計画」と同様、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。

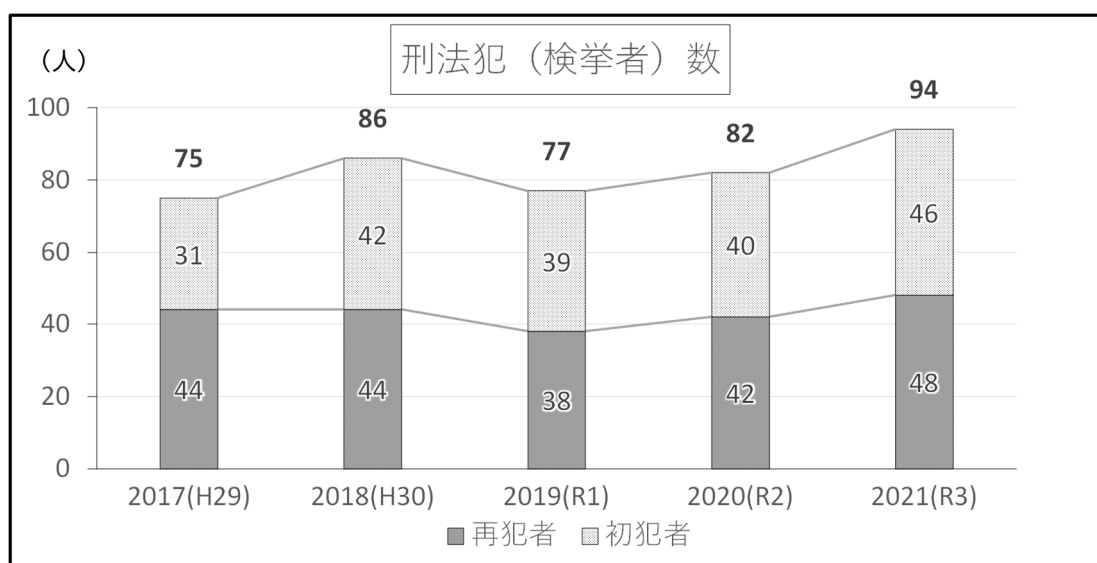
(4)計画の対象者

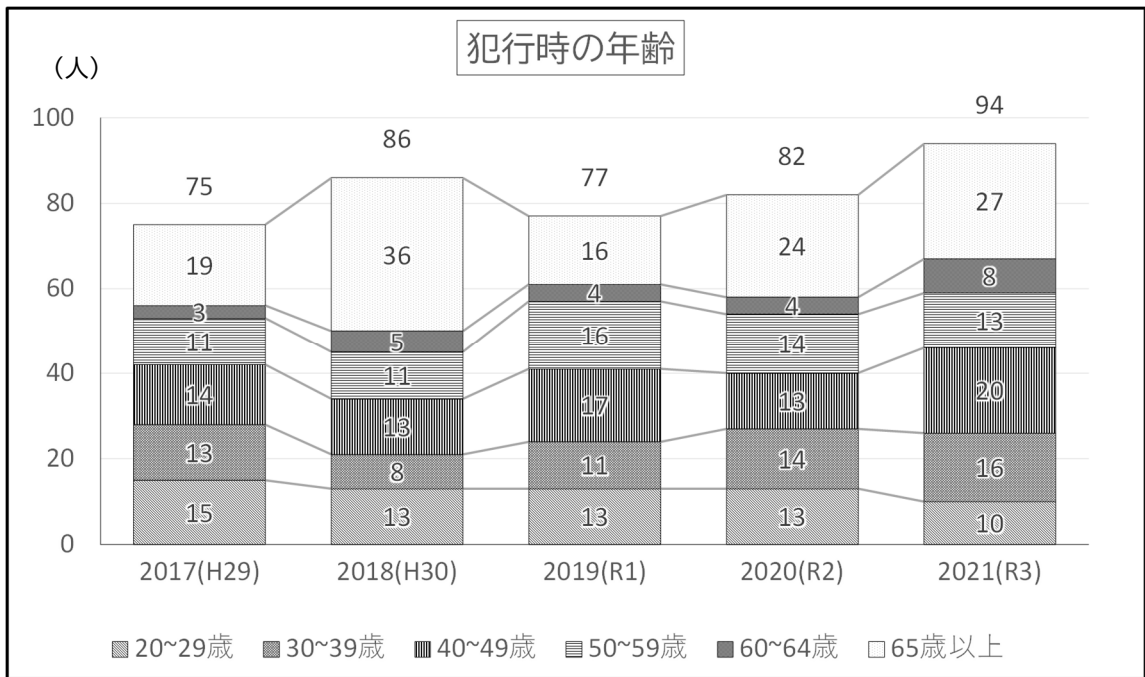
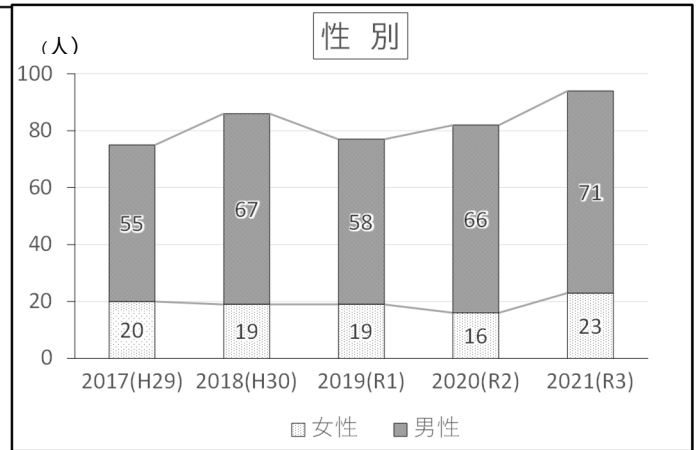
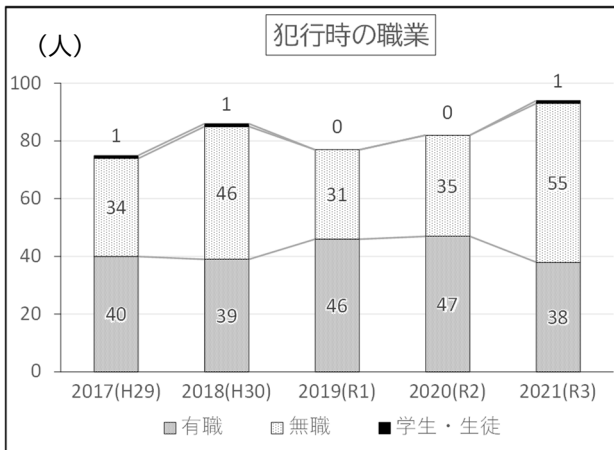
犯罪をした者等(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者)をこの計画の対象者とします。

2 現状と問題点、課題

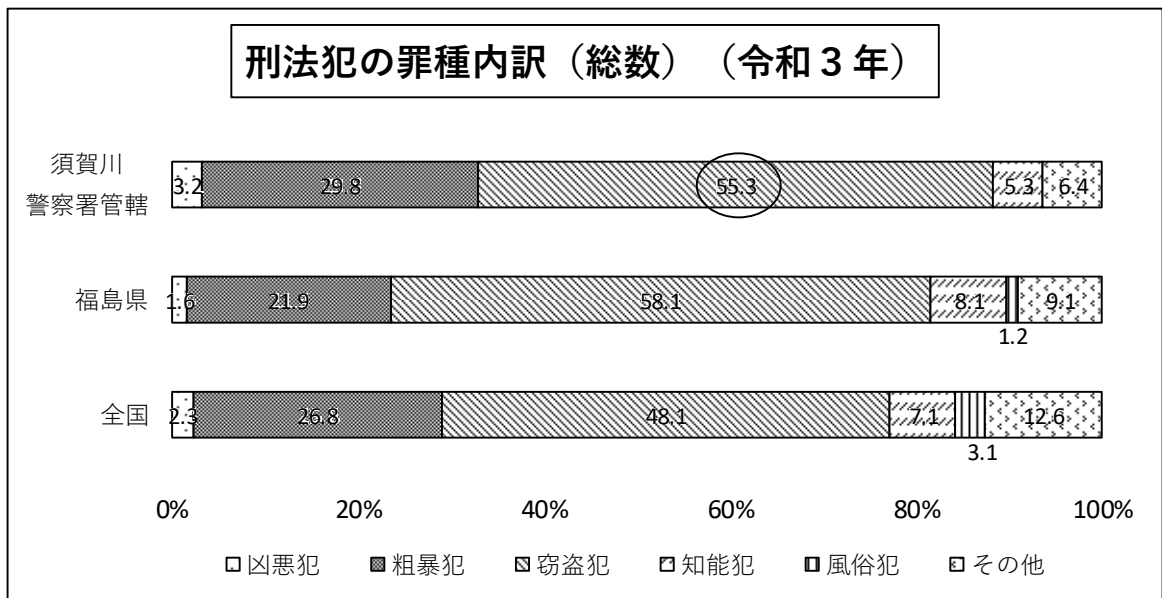
(1)初犯・再犯の状況

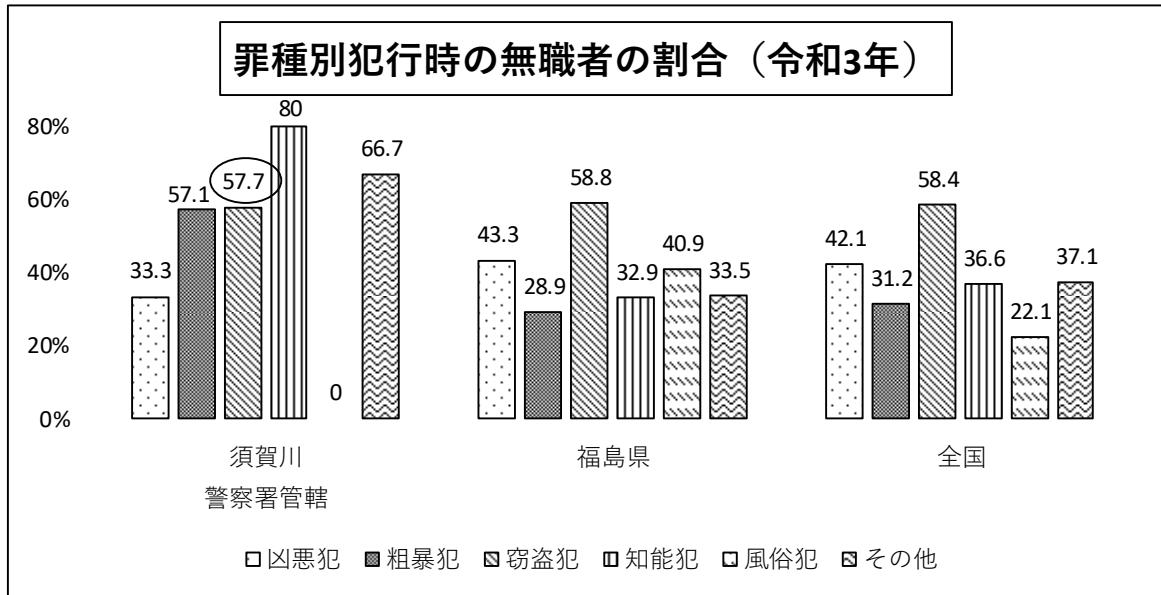
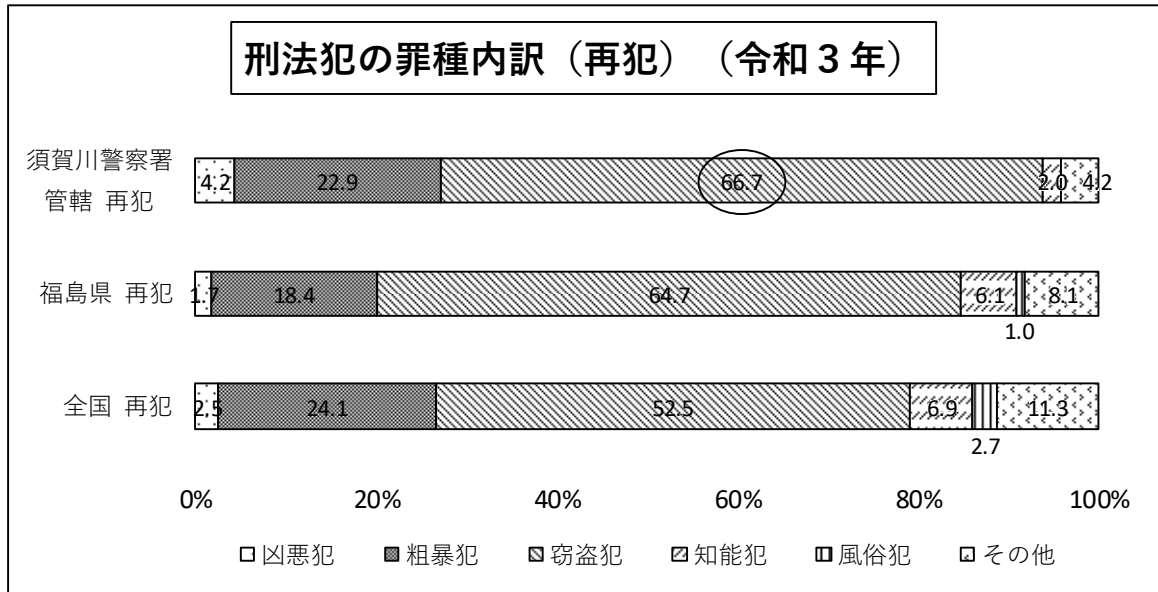
法務省より提供されたデータによると、須賀川警察署管轄(須賀川市・鏡石町・天栄村)では刑法犯(検挙者数)は増加の傾向にあり、再犯者が多くなっています。また、犯行時の職業の有無に傾向はみられず、男性が多くなっています。犯行時の年齢は、40歳から49歳の中高年、65歳以上の高齢者が多くなっています。





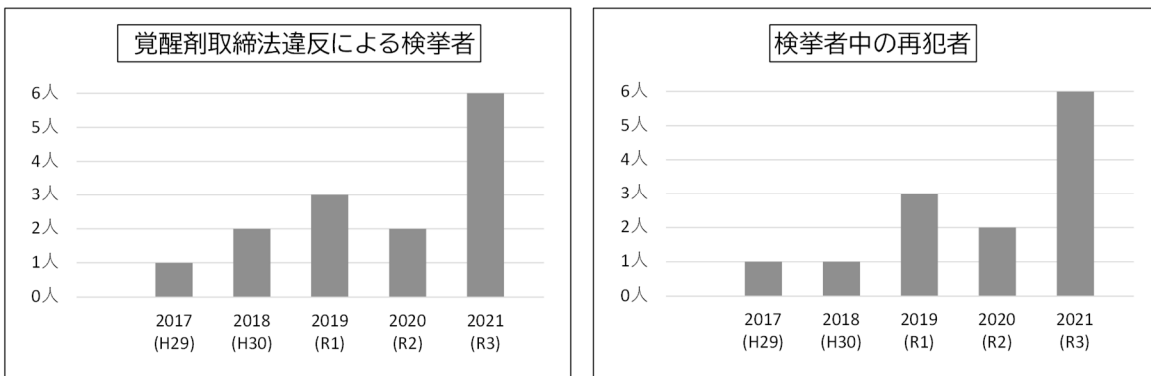
刑法犯全体では、窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、再犯者の中でも窃盗犯の割合が最も高くなっています。犯行時の無職者の割合も、窃盗犯が高くなっています。(須賀川警察署管轄の知能犯は、検挙人数5人)





凡例注： 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦など
 窃盗犯・・・泥棒、ひったくりなど
 風俗犯・・・賭博、公然猥褻、強制猥褻など
 粗暴犯・・・傷害、暴行、脅迫、恐喝など
 知能犯・・・詐欺、横領、偽造、背任など

須賀川警察署管轄（須賀川市・鏡石町・天栄村）における覚醒剤取締法違反の検挙者数は2021（令和3）年に増加し、再犯者率が高くなっています。



資料：法務省 仙台矯正管区提供の犯罪統計データ（少年を除く検挙人員）

(2)市民アンケートからみる現状

この計画の策定にあたり、犯罪や非行をした人に対する意識等を把握するため、市民2,000人にアンケート調査を実施しました。

市民調査 回収数 767票/2,000票 回収率38.4%
調査期間 2023(R5)年6月15日から6月30日

- 犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

思う・どちらかといえば思う

28.1%

どちらかといえば思わない
・思わない

39.5%

- 協力したいと思わない理由を教えてください。(複数回答)

犯罪や非行をした人と、どの
ように接すればよいのかわ
からない

52.8%

何となく怖いイメージが
ある

39.9%

犯罪や非行をした人と、
かかわりを持ちたくない

39.9%

- 社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切であるという意見についてどう思いますか。

そう思う・どちらか
といえばそう思う

64.6%

どちらかといえばそう
思わない・そう思わない

13.5%

- 犯罪や非行をした人が地域に戻り生活するためには、どのような支援が大切だと思いますか。(複数回答)

就労支援

69.6%

住まいの確保

38.1%

地域住民の関わり

31.2%

(3)更生保護関係者、関係機関との意見交換を踏まえた問題点

更生保護関係者、関係機関と意見交換を行い、下記のとおり問題点をまとめました。

項目	問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・就職 ・住居 	<p>【就労と住居】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事に就くことが難しい。就労の場が限られる。 ・住居を借りることが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・保護司 ・地域での受け止め 	<p>【民間協力者の活動促進と啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司を中心とした民間協力者への支援が不足している。 ・更生保護に関する地域の理解や意識が低い。 ・犯罪をした者等に対して偏見がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉サービス 	<p>【保健医療・福祉サービスの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者、薬物の依存症を抱える者に対する適切な医療や支援が不足している。
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体の連携 	<p>【連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の連携体制が十分でない。

(4)課題

- ① 犯罪をした者等の就業機会の不足やアンマッチによる離職などが生じているため、円滑な就職活動や持続的な雇用状態を確保していく必要があります。
- ② 犯罪をした者等が、刑務所等を退所後に必要な生活基盤となる住居を確保するにあたって、地域コミュニティの希薄化も重なり、身元保証人、緊急連絡先等を得ることが、さらに困難になっているので、住居への入居について支援していく必要があります。
- ③ 犯罪をした者等に指導や支援を行う保護司会や、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会 ※ などの更生保護団体において、高齢化や担い手が少なくなっているため、活動を支援していく必要があります。
- ④ 市民一人ひとりが、犯罪をした者等に偏見をもたずに、社会復帰に向けて支えていくという視点を踏まえて、広報や啓発をしていく必要があります。
- ⑤ 特性に応じた福祉サービスを受けられずに罪を犯してしまう高齢者、障がい者や、再犯率の高い薬物依存症者などに対して、適切な医療、福祉サービス等での支援につなげる必要があります。
- ⑥ 満期釈放による刑事司法手続きを離れた人等の支援について、更生保護関係団体、関係機関の連携を強化する必要があります。

※BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年少女が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体

3 計画の基本方針と目標

(1)計画の基本方針

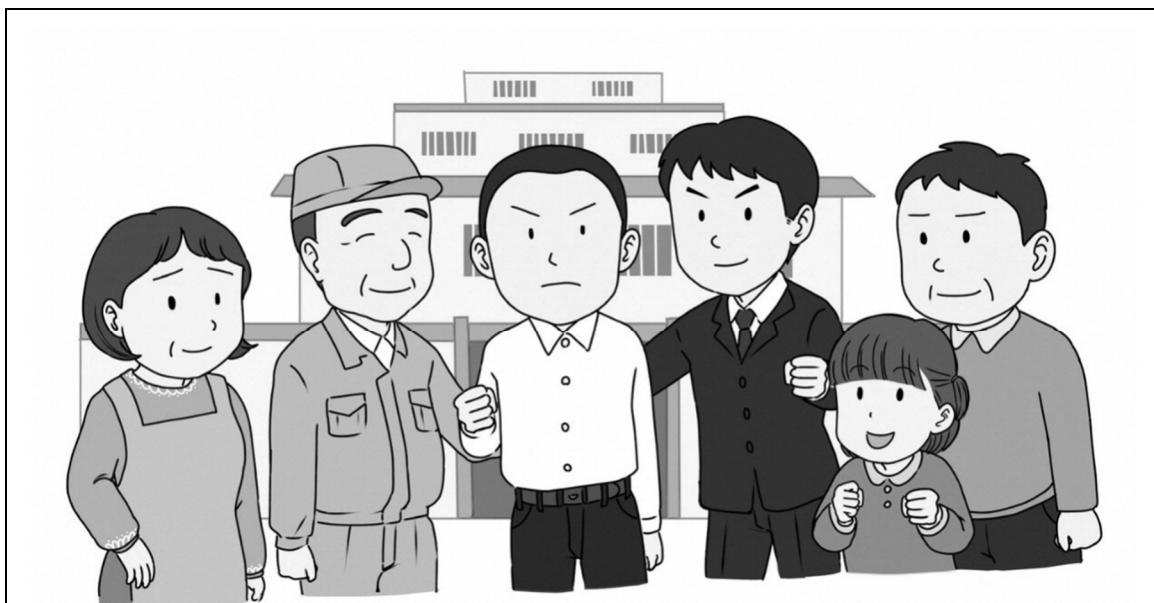
犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関が相互に連携しつつ、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体と緊密に連携協力しながら、就労、住居の確保など、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。

また、これらの取り組みを周知、啓発することにより、市民の関心と理解を醸成し、犯罪をした者もそうでない者もお互いを尊重し、地域で支え合うことのできるまちづくりをすすめていきます。

以上のことから、目指す姿を「地域で自立した生活ができるとともに、支え手となる人材が育つ」と設定し、実効性を高めながら施策を推進します。

(2)目標

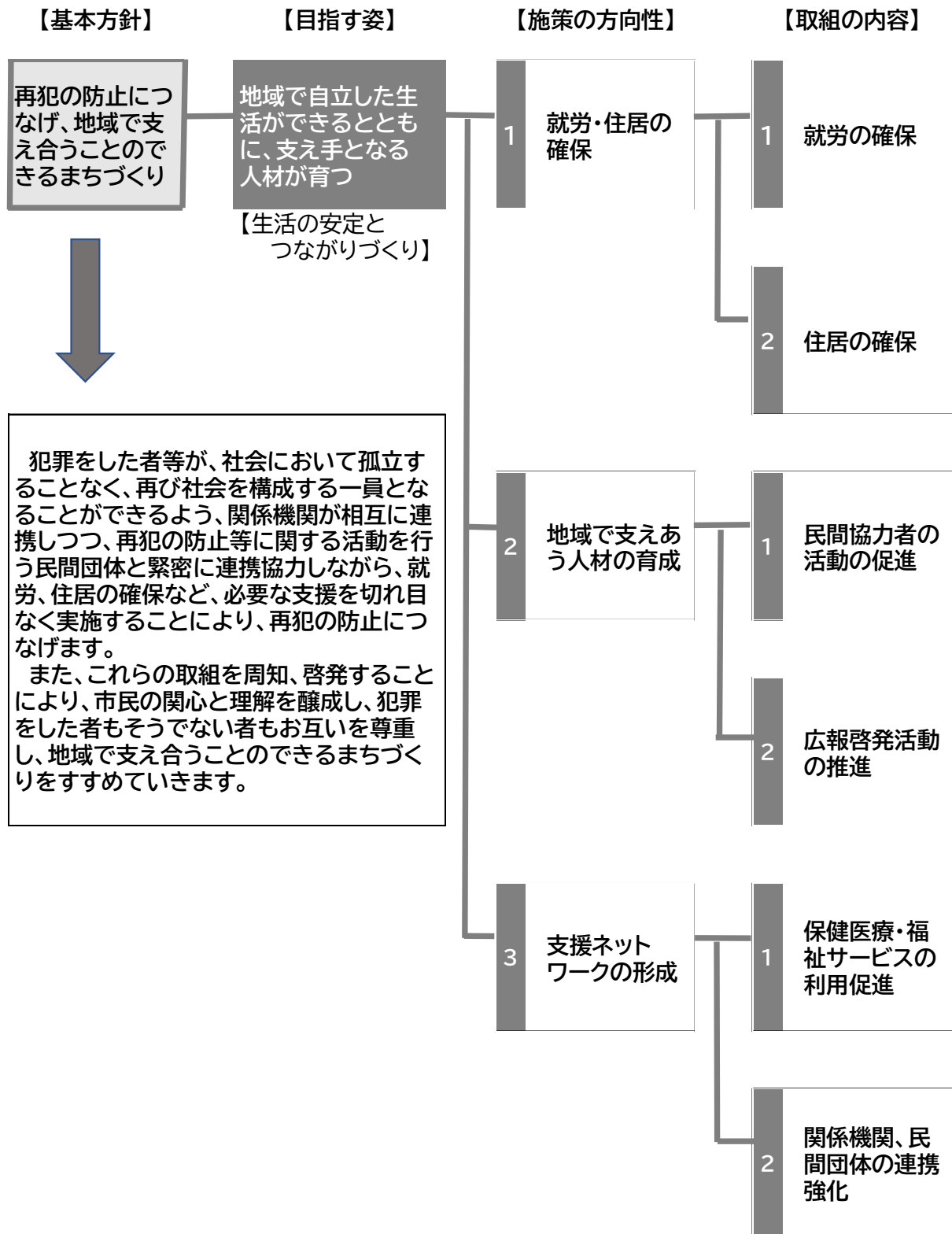
「誰もが再犯しないこと、再犯におちいらないこと」を目標とし、この計画を推進していきます。



再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として安定した生活が送れるよう、本人が立ち直りに向けた努力をすることはもちろん、立ち直りを支える地域をつくります。

4 体系と取り組みの内容

(1)体系



(2)取り組みの内容

基本方針に基づき、国、県の再犯防止推進計画を踏まえ、次の6つの重点施策に取り組みます。

重点施策1-1 就労の確保

- ・生活に困窮している人に対し、就労により自立できるよう相談支援を実施します。
- ・仕事に就くのが難しい人に対し、生活習慣等に関する助言や就労体験を実施します。
- ・生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な生活保護を実施し、就労による自立を支援します。
- ・「更生保護協力事業主会」「協力雇用主」の登録の呼びかけを行い、求職者に適合する事業所がある場合、事業所を紹介します。
- ・市の競争入札参加資格審査における評価基準として、「協力雇用主」に登録している事業所への優遇措置を実施します。

重点施策1-2 住居の確保

- ・職を失って生活に困窮し、住居を失うおそれのある人等に対し、家賃を補助します。
- ・住居を失った人に対し、一時的な生活の場と食事を提供し、住居の確保を支援します。
- ・住宅に困窮する低所得者に対し、低額な家賃で市営住宅を賃貸します。
- ・自立した生活が困難な高齢者や障がい者に対し、社会福祉施設への入所調整を実施します。

重点施策2-1 民間協力者の活動の促進

- ・保護司会や更生保護女性会等の活動を支援し、更生保護活動の広報、周知に取り組みます。
- ・保護司会に対し補助金を交付し、保護司の担い手の確保を支援します。
- ・市の競争入札参加資格審査における評価基準として、「協力雇用主」に登録している事業所への優遇措置を実施します。(再掲)

重点施策2-2 広報啓発活動の推進

- ・地域や学校等で、犯罪をした者等に対する警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動を実施します。
- ・毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報、啓発活動に取り組みます。
- ・再犯防止に関する本市の取り組みや、更生保護団体の取り組みに関する情報発信など、市民に広く周知します。

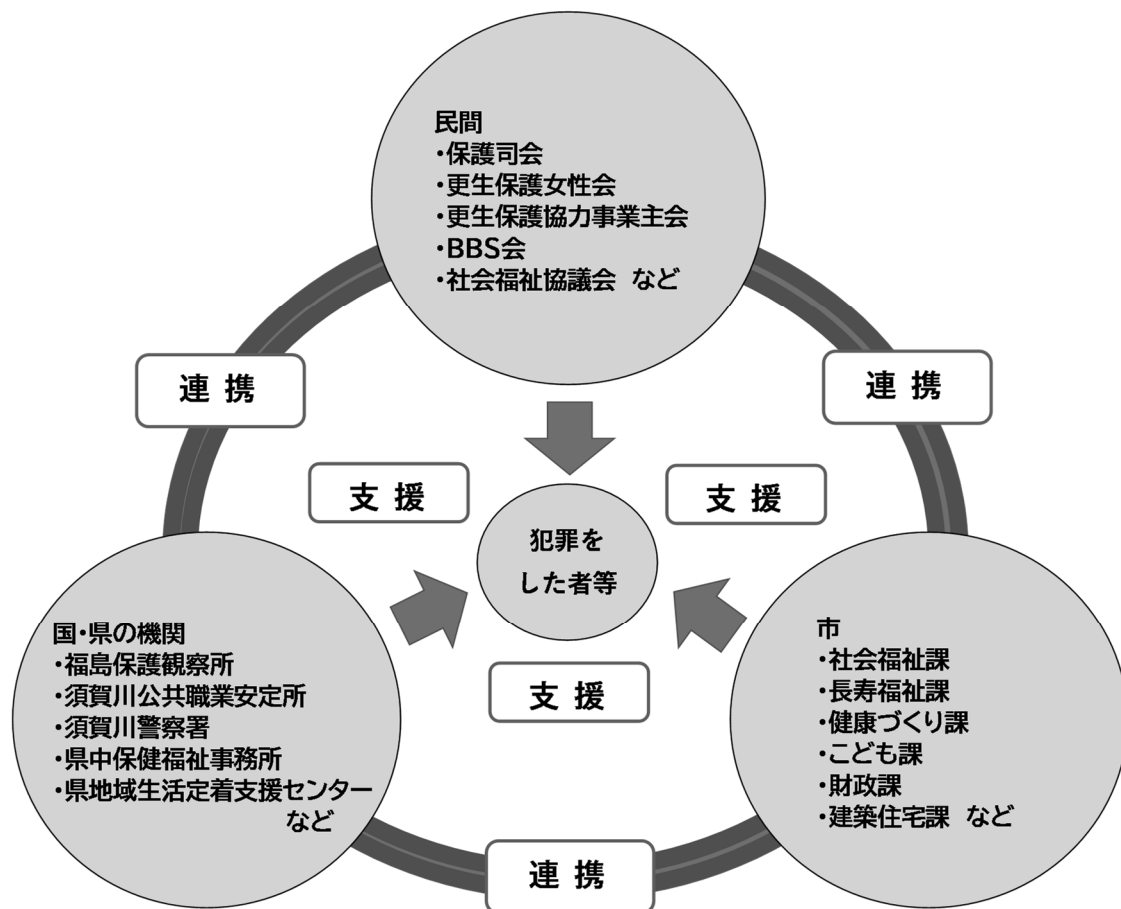
重点施策3-1 保健医療・福祉サービスの利用促進

- ・相談等を通じて、適切な医療や円滑な福祉サービスの利用につながるよう支援します。
- ・自立した生活が困難な高齢者や障がい者に対し、必要に応じて福祉サービス等の利用調整を実施します。
- ・小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して、薬物乱用防止教室を開催し、薬物使用の抑制を図ります。
- ・薬物使用の未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物乱用防止の広報、周知活動に取り組みます。

重点施策3-2 関係機関、民間団体の連携強化

- ・再犯防止推進計画の進捗状況、重点施策の取組状況等について、関係者による再犯防止のための会議を開催し、協議します。
- ・満期釈放による刑事司法手続を離れた人等の必要な支援が届いていない人の支援について、個別のケース会議を開催し、協議します。
- ・毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報、啓発活動に取り組みます。(再掲)

関係機関の連携(イメージ図)



【再犯防止推進計画・取り組み一覧】

重点施策1-1 就労の確保

No.	取組	取組内容	担当
1	生活困窮者の就労支援	生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄りそい相談支援を実施します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会、須賀川公共職業安定所
	生活困窮者就労準備支援事業	仕事に就くのが難しい人に対し、規則正しい生活習慣等に関する助言や、就労体験の実施など、就労するための能力形成を支援します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会
2	生活保護受給者の就労支援 (生活保護事業)	生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を実施しながら、就労等による自立を支援します。	市(社会福祉課)、須賀川公共職業安定所
3	「更生保護協力事業主会」と連携した就労支援	就労先の希望等を確認するなかで、「更生保護協力事業主会」に適合する事業所がある場合、連携して事業所を紹介します。	保護司会、更生保護協力事業主会、須賀川公共職業安定所
4	就労に係わる受け皿の確保	保護司会や保護観察所と連携を図りながら、「更生保護協力事業主会」「協力雇用主」の登録の呼びかけを行います。	保護司会、更生保護協力事業主会、保護観察所、須賀川公共職業安定所
5	競争入札参加資格審査での「協力雇用主」に対する優遇措置	市の競争入札参加資格審査における評価基準として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への優遇措置を実施します。	市(財政課)

重点施策1-2 住居の確保

No.	取組	取組内容	担当
6	生活困窮者の住居支援	職を失って生活に困窮し、住居を失った人または賃貸する住居を失うおそれのある人に対し、家賃を補助します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会
	一時生活支援事業	住居を失った人に対し、一時的な生活の場と食事を提供し、住居の確保を支援します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会
7	市営住宅への入居	住宅に困窮する低所得者に対し、低額な家賃で賃貸します。	市(建築住宅課)
8	社会福祉施設への入居調整	自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者に対し、社会福祉施設への入所調整を実施します。	地域生活定着支援センター、市(社会福祉課、長寿福祉課)

重点施策2-1 民間協力者の活動の促進

No.	取組	取組内容	担当
9	更生保護団体の活動支援と周知	更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報、周知に取り組みます。	市(社会福祉課)
10	保護司会への活動支援	更生保護活動に取り組んでいる保護司会に対し補助金を交付し、保護司の担い手の確保を支援します。	市(社会福祉課)
11	競争入札参加資格審査での「協力雇用主」に対する優遇措置(再掲)	市の競争入札参加資格審査における評価基準として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への優遇措置を実施します。	市(財政課)

重点施策2-2 広報啓発活動の推進

No.	取組	取組内容	担当
12	更生保護団体の活動	地域や学校等で、犯罪をした者等に対する警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動を実施します。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会
13	社会を明るくする運動の周知・啓発	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報・啓発活動に取り組みます。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、市(社会福祉課)、警察署、県中保健福祉事務所
14	広報等による理解促進	再犯防止に関する本市の取組や、更生保護団体の取組に関する情報発信など、市民に広く周知します。	市(社会福祉課)、保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会

重点施策3-1 保健医療・福祉サービスの利用促進

No.	取組	取組内容	担当
15	高齢者、障がい者、薬物依存症者の相談支援	高齢者や障がい者の相談員、保健師等による相談等を通じて、適切な医療や円滑な福祉サービスの利用につながるよう支援します。	市(社会福祉課、長寿福祉課、健康づくり課、こども課)、県中保健福祉事務所
16	福祉サービス等の利用調整	自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者に対し、必要に応じて福祉サービス等の利用調整を実施します。	地域生活定着支援センター、市(社会福祉課、長寿福祉課)
17	薬物乱用防止教室の開催	小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して、薬物乱用の状況、健康への弊害等について講義を実施し、薬物使用の抑制を図ります。	県中保健福祉事務所、保護司会
18	薬物乱用防止の啓発	薬物使用の未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物乱用防止の広報・周知活動に取り組みます。	県中保健福祉事務所

重点施策3-2 関係機関、民間団体の連携強化

No.	取組	取組内容	担当
19	再犯防止のための会議の開催	再犯防止推進計画の進捗状況、重点施策の取組状況等について、関係者による再犯防止のための会議を開催し、協議します。	市(社会福祉課)、保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、保護観察所、須賀川公共職業安定所、警察署、県中保健福祉事務所、地域生活定着支援センター
20	再犯防止のためのケース会議の開催	満期釈放による刑事司法手続を離れた人等の必要な支援が届いていない人の支援について、個別のケース会議を開催し、協議します。	
21	社会を明るくする運動の周知・啓発(再掲)	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報・啓発活動に取り組みます。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、市(社会福祉課)、警察署、県中保健福祉事務所

